

令和 7 年 度

幼保連携型認定こども園 おおぼし保育園
重 要 事 項 説 明 書



社会福祉法人 長幸会

1 設置主体

事業者の名称	社会福祉法人 長幸会
代表者職・氏名	理事長 天 坂 光 伸
法人の所在地	〒030-0121 青森市 妙見3丁目 6番10号
電話／FAX	TEL 017-738-3580 / Fax 017-738-3103
定款の目的に 定めた事業	第二種社会福祉事業 ①幼保連携型認定こども園 ②一時預かり事業 ③乳児等通園支援事業（誰でも通園）

2 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園							
施設の名称	幼保連携型認定こども園 おおぼし保育園							
施設の所在地	〒030-0121 青森市 妙見3丁目 6番10号							
電話／FAX	TEL 017-738-3580／Fax 017-738-3103 HP http://ooboshihoikuen.jp/							
管理者	園長（施設長） 天 坂 光 伸							
設立年月日	昭和56年4月1日（こども園へ移行：令和3年4月1日）							
利用 定 員		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	1号認定				5	5	5	15
	2号認定				10	10	11	31
	3号認定	9	10	10				29
	合計	9	10	10	15	15	16	75

3 事業の目的

事業の目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう子どもを支援します。
運営方針	夫婦共働きの家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下など子どもを取り巻く環境は大きく変化し、次世代を担う子どもを健やかに生み育てる環境づくりを促進することが重要な課題となっています。 児童福祉の増進のため、よりよい教育・保育に最大限の努力を図る必要があり、子どもが伸び伸びと遊べる環境を整え、子ども一人一人の尊厳を保持しつつ、子どもの意思を最大限尊重したサービスの提供が行われるよう創意工夫し、心身ともに健やかに育成されるよう教育・保育目標を定め、教育・保育サービスの提供に努めます。 また、地域の子育て支援センター的役割を果たすため、地域との交流を図り「開かれたこども園」を目指すため、地域活動事業、青森市特別保育事業及び地域子育てサポート事業等を行い、多様なサービスを提供できるようより良いこども園の運営を行います。

4 施設の概要

敷 地	①園舎敷地面積：1,030.03 m ² ②園 庭 面 積：991.76 m ² ③合計敷地面積：2,021.79 m ² (①+②)
建 物	本園舎： 鉄骨造陸屋根 2 階建 1 階 528.91 m ² 平成 28 年 11 月 29 日新築 2 階 291.39 m ²
施設の内容 (主な居室 等)	乳児室・ほふく室 (1 階) 1 室 112.84 m ² 保育室 (1 階) 1 室 74.41 m ² 保育室 (2 階) 3 室 106.04 m ² ギャラリー (2 階) 1 室 24.48 m ² 学童保育 (2 階) 1 室 18.00 m ² 遊戯室 1 室 103.63 m ²
安全保障	乳幼児賠償責任保険加入 (毎年度、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済に加入しています。)

5 開所日時間等

開所日	月曜日～土曜日
開所時間	7 時～20 時 (月曜日～金曜日) 7 時～18 時 (土曜日のみ) ※乳児等通園支援事業を含む。
うち延 長時間	18 時～20 時 ただし、土曜日は延長はありません。
休園日	日曜日、祝祭日、年末年始休暇 (12 月 29 日～1 月 3 日)

6 教育・保育の提供日

1 号認定こども	2 号・3 号認定こども
【学期】 1 学期 4 月 1 日～ 7 月 31 日 2 学期 8 月 1 日～12 月 31 日 3 学期 1 月 1 日～ 3 月 31 日 ※原則、月曜日～金曜日	・保育の提供日 月曜日～土曜日 ・休園日 日曜日、祝祭日、年末年始休暇です。
【休園日】 夏季休暇 7 月 21 日～8 月 20 日 冬期休暇 12 月 21 日～1 月 20 日 春期休暇 3 月 18 日～3 月 31 日 ※その他、日曜日、祝祭日、年末年始休暇です。	

7 教育・保育の提供時間

教育標準時間（1号）	保育標準時間（2・3号）	保育短時間（2・3号）
教育時間 9時00分～13時00分 一時預かり 7時00分～9時00分 13時00分～18時00分 延長保育 18時00分～20時00分	保育時間 7時00分～18時00分 延長保育 18時00分～20時00分	保育時間 9時00分～17時00分 延長保育 午前 7時00分～9時00分 午後 17時00分～20時00分

9 職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	合計	主要業務
園長	保	1		1	園の運営管理、官公署等との渉外交渉
副園長	幼・保	1		1	園長の補佐、園長特命事項
主幹保育教諭	幼・保	2		2	保育教諭等の指導及び統括、副園長の補佐
副主幹保育教諭	幼・保	2		2	主幹保育教諭の補佐、保育教諭等の指導等
保育教諭	幼・保	11	2	13	教育・保育業務
栄養士	栄養士	1		1	園児の栄養管理、調理業務等
看護師	看護師	1		1	園児及び職員の健康管理、保健衛生指導
調理員		1	1	2	調理業務等
高齢者活躍推進員			1	1	保育補助
嘱託職員	幼・保		1	1	保育教諭への保育指導及び助言等
学校医	内科医		1	1	定期内科検診（年2回）
	歯科医		1	1	定期歯科健診（年2回）
学校薬剤師	薬剤師		1	1	教育環境に係る調査（年4回程度）

10 教育・保育目標

(1) 教育・保育目標

- ①丈夫で明るい元気な子ども
- ②正しい生活習慣を身に着けた子ども
- ③いろいろな経験を通じて、自ら考え、振り返りながら他者とともに歩んでいける子

(2) 教育・保育方針

- ①環境を重視し、子どもの自主性を大切にして創造力や意欲を育み、生きる力の基礎を育成します。
- ②子どもの気持ちを受け止め、共感して向き合うことで自己肯定感を育みます。
- ③生活、遊びを通じて、人と人、場所とつながること、対話を大切にする、地域の人たちとのコミュニケーションをとるなど豊かな人間性を育みます。
- ④子どもの健やかな成長を通じて、子どもと大人が共に育ちあう関係を基づきます。

(3) 年齢別教育・保育目標

クラス	保育目標
0 歳児	個人差を考慮しながら離乳の完成、歩行の開始、言葉の発生を助ける
1 歳児	歩行の完成、周囲の探索、言葉の習慣を助ける。他者への関心を育てる。
2 歳児	自分で活動できる環境を用意し、運動機能を伸ばす模倣活動を促す。 友達や周りへの関心を広げ、表現活動の芽生えを養う。
3 歳児	子どもの要求を大切にしながら、基本的な習慣の自立、手段生活への適応の初歩を経験させる。
4 歳児	様々な活動に対する意欲を満たす助けをしながら、集中できる態度を養う。様々な課題に取り組みながら、感動や喜びを持たせるようにする。友達とのつながりを深めながら、様々な活動を通じ、自分に自信を持たせる。
5 歳児	集団生活の楽しさを感じながら、自主・協調の心を養う。 グループや組の中で役割分担による遊びや仕事ができるようにする。

11 おおまかな 1 日の流れ

クラス	朝→昼→夕→夜
0 歳児	登園→授乳、おやつ、あそび→昼食（授乳、離乳食）→睡眠→授乳・おやつ→あそび→降園 【保育士：視診、触診、検温、おむつ交換、食事、沐浴、外気浴】
1 歳児 2 歳児	登園→遊び・体操→おやつ→自由活動→昼食→午睡→おやつ→自由活動→降園 【保育士：視診、触診、検温、おむつ交換トイレ、室内外活動】
3 歳児 4 歳児 5 歳児	登園→朝の歌・体操→教育・保育活動→昼食→教育・保育活動→午睡→おやつ→教育・保育活動→自由活動→降園 【保育士：視診、触診、検温、室内外活動】

12 アレルギーについて

昼食、おやつ	保護者の方へは、前月末までに、当月の献立表を配付します。
アレルギーへの対応	アレルギー等ある場合は、あらかじめお知らせ願います。アレルギー食材は除去した昼食等を提供します。また、アレルギー食材があるかな？と感じたらご相談ください。 医師の診断をしていただいたのち、相談しながらアレルギー食材は除去します。
衛生管理等	調理等に従事する栄養士、調理職員及び保育士（看護師）及は、毎月、検便検査を実施しています。

13 ご利用に際し、留意していただきたいこと

欠席する又は登園時間が遅れるとき	その日の登園時刻までに、電話等によりお知らせ願います。
お迎えが遅れるとき (随時に延長保育をする)	午後 6 時までに、電話等によりお知らせ願います。 なお、お迎えが 6 時以降になるときは、原則として、随時の延長保育の扱いとなります。延長保育の料金は、無料です。
毎朝の体温等の確認	登園時、子どもの体温を測定しています。登園前のご家庭での体温測定もお願いします。 登園時（玄関にて検温）、午前中の検温、昼食後の検温、午睡後の検温等を実施しています。そのほか子どもの状況を見ながら検温をしています。
感染症について	麻疹（はしか）、百日咳、水疱瘡、RS ウイルス、耳下腺炎等の感染症に罹患したときは、医師の指示に基づき休園をお願いします。
発熱があるとき	発熱があるときは、できるだけご家庭での保育をお願いします。
与薬について	医療行為にあたるため、原則として行っておりません。 ただし、医師の処方箋を受けた薬については、医師の指示に基づいて行う時があります。 個別にご相談ください。

14 賠償責任保険の加入

保育中に事故が発生した場合は、園児に応急処置を行うとともに、直ちに保護者へも連絡します。また、必要に応じて医療機関への搬送等の措置を行います。

事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するとともに、その原因を解明し再発防止策を講じます。

なお、当園の保育サービスにより園児に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を致します。

当園では、毎年度、独立行政法人日本スポーツ振興センターと「乳幼児損害保険」契約を締結しています。

15 緊急時の対応方法

- (1) 保育中の児童に容態の変化があった場合は、あらかじめ保護者等が指定した緊急連絡先へ電話連絡をして、当園の嘱託医又は園児の主治医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。緊急連絡先は、素早くかつ確実に連絡が取れる連絡先をお知らせ願います。
- (2) 万が一、保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体・生命の保持を優先させ、救急車を要請するなど必要な措置を講じます。あらかじめご了承ください。
- (3) 嘱託医等

学校内科医	名 称 「工藤こども医院」 医師 工藤 協志 所在地 青森市長嶋2丁目8-6 電 話 017-776-8413
学校歯科医	名 称 「熊谷歯科医院」 歯科医師 熊谷 拓 所在地 青森市堤町2丁目21-1 電 話 017-734-0686
学校薬剤師	氏 名 薬剤師 藤田 賀世 所在地 「たんぼぼ薬局」 青森市浜田2丁目13-2 電 話 017-729-0006
救急隊	【救急119】 管轄消防署 青森東消防署横内文書 所在地 青森市新町野菅谷50-1 電 話 017-738-9909
警察署	管轄警察署 青森市横内駐在所 所在地 青森市横内亀井232-2 電 話 017-738-2342

16 緊急災害時の対応

消防計画作成 (変更)届出書	青森市消防署 令和7年10月29日届出 防火管理者氏名 天坂光伸			
避難訓練	火災、地震及び不審者を想定した避難訓練(月1回)を実施しています。うち、総合避難訓練は年2回実施しています。			
防災訓練	Jモバイル「一斉メール送信システム」 ※ 園を利用する際は、必ず携帯電話に登録していただきます。			
避難場所	第1 避難場所	おおぼし保育園	第2 避難場所	青森中央学院大学

17 保育内容に関する相談・苦情等

(1) おおぼし保育園苦情相談

区 分	受付窓口担当者	電話	
法人本部	理事長 天坂 光伸	017－738-3589	
保育園業務	園 長 天坂 光伸 主幹保育教諭 桜田真莉 主幹保育教諭 阿保理佳子		
	苦情解決責任者		園長 天坂 光伸
	第三者委員		工藤文子 017-782-7814 小笠原修 017-722-1888
受付方法	電話、文書、面接などの方法により受付します		

(2) その他の相談等受付窓口

- ①青森市福祉部子育て支援課 電話 017-734-5330
②青森県社会福祉協議会運営適正化委員会 電話 017-731-3039

18 秘密の保持（従業者）について

- (1) 当園の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児童及びご家族の情報を漏洩しません。
- (2) また、当園の従業者であった者も、正当な理由なく、その業務上知り得た利用児童及びご家族の情報を漏洩しません。

19 秘密の保持（従業者以外）について

当園では、利用児童及びご家族の個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる児童の氏名、生年月日、その他の記述等により個人の識別ができるもの）の適切な取扱いに努めます。取得した個人情報は、以下の範囲外で必要がある場合は、あらかじめ、文書で同意を得た上で必要な範囲内で入所児童又はご家族の個人情報を用います。

- (1) 教育・保育サービスの提供及び向上
- (2) 入退園管理、入所児童の安全管理、健康管理等の日常の管理全般
- (3) 法律に基づく保育園の適切な運営
- (4) 「園だより」や各種掲示物、ホームページ等であって、日頃の子どもたちの活動内容や状況を内外に伝えるための情報提供

なお、行事等で撮影した児童の写真については、当園のホームページ上にある写真販売システム「えんフォト」に掲載します。

- (5) 各種保育団体、自治体等における芸術等作品出品展覧会等
- (6) 小学校その他関係機関との連携
- (7) 利用児童の医療上、緊急の必要がある場合等

20 利用料金について

- (1) 月額保育料（3号認定こども：0歳～2歳）
青森市が定める保育料の月額です。
毎月28日に「ゆうちょ銀行」からの引落としにより徴収します。
- (2) 副食費（1号認定こども、2号認定こども）
副食費（昼食のおかず代、おやつ代）は、月額4,500円です。
毎月8日に「ゆうちょ銀行」からの引き落としにより徴収します。

(3) 延長保育料

ア 利用料金

午後6時～午後7時	無 料
午後6時～午後8時	無 料
スポット 1時間まで	無 料
2時間まで	無 料

イ 申込方法

月極で利用される場合は、前月末日までに延長保育利用申請書により申込み願います。

随時でのご利用は、その都度、早めに電話で申込み願います。

- (4) 一時預かり保育料（1号認定こども）
1日450円で、青森市の法定代理受領となります。
自費はありません。
- (5) 一時預かり保育料（入所児童以外の子ども）
- ア 利用料金
1日 1,500円
 - イ 支払方法
現金での支払いとなります。
利用の都度、保育園にて承ります。
 - ウ 利用申込方法
利用の前日までに一時預かり保育利用申込書により申込み願います。
はじめてご利用される場合は、子どもの状況等を知る必要がありますので、できるだけ早くに申込みいただくようお願いしております。
- (6) 乳児等通園支援事業に係る料金
- ア 利用料 無料
 - イ 食費 1食200円
- (7) 児童クラブ利用料（小学校1年生～6年生）
- ア 利用料金
月額5,000円
 - イ 支払方法
現金でのお支払いとなります。
当月分を、当月5日までに保育園にて承ります。
 - ウ 申込方法
利用する前月までに、入会申込書により申込み願います。

☆利用料金表一覧表

1 教育・保育関係

項 目	料 金	納付の時期	納付方法
①保育料（3号認定こども：0歳クラス～2歳児クラス）			
7時～18時(昼食、おやつ代を含みます。)	青森市が定める保育料	毎月28日	ゆうちょ銀行 口座引落
②副食費（1号認定こども、2号認定こども：3歳児クラス～5歳児クラス）			
おかず代、お菓子代	月額 4,500円	毎月 28日	ゆうちょ銀行 口座引落
③延長保育料（1号認定こども、2号認定こども、3号認定こども）			
月極 18時～19時（1時間）	無料	—	—
月極 18時～20時（2時間）	無料		
スポット 18時～19時（1時間）	無料		
スポット 18時～20時（2時間）	無料		
④一時預かり保育料（1号認定こども）			
・7時～9時及び13時～18時 ※1 教育時間以外の預かり時間 ※2 夏季・冬季・春季休み期間は7時～18時となります。	1日 450円／日 月最大11,500円	青森市 法定代理受領のため実費徴収なし	
⑤一時預かり保育料（入所しているこども以外の子ども）			
1日 1,500円	その都度	現金納付	
⑥乳児等通園支援事業に係る保育料			
・利用料は、無料 ※ただし、食事は1回につき200円	その都度	現金納付	
⑦児童クラブ（当園を卒業した小学校1年生～6年生）			
放課後及び夏休み等	月額 5,000円	毎月5日まで	現金納付

※1 上表中、現金納付は午前中の受付としますので、ご協力をお願いします。

※2 副食費は、世帯の所得や家族構成等により減免される場合があります。

2 その他の料金

区 分	金 額	納付の時期	方法
スイミングスクール（4歳、5歳クラスのみ）	1回1,000円（実費） ※園で取りまとめてスイミングスクールへ渡します。	毎月初めのスイミングの日まで	現金納付
連絡帳代	無 料		
通園カバン	無 料		
園服代	貸出し無料		

私は、幼保連携型認定こども園おおぼし保育園から、本書面に基づき重要事項の説明を受け、教育・保育サービス提供開始に同意します。

令和 年 月 日

利用児童氏名

保護者 住所

保護者 氏名

㊞

※自筆の場合、ハンコは必要ありません。

幼保連携型認定こども園「おおぼし保育園」の教育・保育の提供にあたり、利用子どもの保護者に対して、本書面に基づき重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者名 名称 幼保連携型認定こども園 おおぼし保育園

事業者住 住所 青森市妙見三丁目 6－10

説明者職・氏名 園長 天 坂 光 伸

㊞